



補助金

桂川町結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための費用を助成します

企画財政課 企画広報係 ☎05・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

- ① 令和5年3月1日〜令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること
- ② 夫婦ともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること
- ③ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ⑤ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和6年3月31日まで

【助成額】1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)

※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。



補助金

移住定住支援の取組み紹介

令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付事業について

企画財政課 企画広報係 ☎05・1085

桂川町では、本町への移住定住促進に向けた取組の一つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

これは、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

令和4年1月2日〜令和5年1月1日に住宅を取得された世帯には、事業案内に関する書類等を郵送しています(※提出期限あり)。内容の確認をよろしく願います。

また、案内書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和4年1月2日〜令和5年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと



補助金

ブロック塀等撤去費の一部を補助

危険なブロック塀等の撤去費の一部を補助

建設事業課 管理鈺書係 ☎05・33330

桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

- ① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等
- ② 補強コンクリートブロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造等)の塀及び門柱であること
- ③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】撤去費用の3分の2(上限16万円)

※補助は予算の範囲内で先着順で受付

【注意事項】

- ◇補助を受けるためには、町との事前協議が必要
- ◇補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください